

改正事項	改正前	改正後
<p>所定単位数の見直し</p>	<p>9 短期入所療養介護費</p> <p>イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費</p> <p>(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（1日につき）</p> <p>(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）</p> <p>※看護・介護職員の配置3：1以上</p> <p>a 要支援 994単位</p> <p>b 要介護1 1,026単位</p> <p>c 要介護2 1,076単位</p> <p>d 要介護3 1,126単位</p> <p>e 要介護4 1,176単位</p> <p>f 要介護5 1,226単位</p> <p>(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）</p> <p>※看護・介護職員の配置3.6：1以上</p> <p>a 要支援 928単位</p> <p>b 要介護1 956単位</p> <p>c 要介護2 1,003単位</p> <p>d 要介護3 1,049単位</p> <p>e 要介護4 1,095単位</p> <p>f 要介護5 1,141単位</p> <p>注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定短期入所療養介護（指定居宅サービス基準第141条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分</p>	<p>9 短期入所療養介護費</p> <p>イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費</p> <p>(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（1日につき）</p> <p>(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）</p> <p>※看護・介護職員の配置3：1以上</p> <p>a 要支援 949単位</p> <p>b 要介護1 983単位</p> <p>c 要介護2 1,032単位</p> <p>d 要介護3 1,085単位</p> <p>e 要介護4 1,139単位</p> <p>f 要介護5 1,192単位</p> <p>(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）</p> <p>※看護・介護職員の配置3.6：1以上</p> <p>a 要支援 863単位</p> <p>b 要介護1 889単位</p> <p>c 要介護2 931単位</p> <p>d 要介護3 973単位</p> <p>e 要介護4 1,015単位</p> <p>f 要介護5 1,057単位</p> <p>注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定短期入所療養介護（指定居宅サービス基準第141条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分</p>

改正事項	改正前	改正後
<p>リハビリ体制加算のリハビリ機能強化加算への再編</p>	<p>の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士若しくは作業療法士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める施設基準→平成12年厚生省告示第26号</p> <p>◎厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準→平成12年厚生省告示第29号</p> <p>◎利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合→平成12年厚生省告示第27号</p> <p>注2 <u>常勤の理学療法士又は作業療法士を1人以上配置し、かつ、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第5号の基準を満たす介護老人保健施設であって、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を常勤換算方法（同条第3項に規定する常勤換算方法をいう。）で入所者の数を50で除した数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出たものについては、1日につき12単位を所定単位数に加算する。</u></p> <p>注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都</p>	<p>の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士若しくは作業療法士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める施設基準→平成12年厚生省告示第26号</p> <p>◎厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準→平成12年厚生省告示第29号</p> <p>◎利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合→平成12年厚生省告示第27号</p> <p>注2 <u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設については、リハビリテーション機能強化加算として、1日につき30単位を所定単位数に加算する。</u></p> <p>◎厚生労働大臣が定める基準→平成12年厚生省告示第25号</p> <p>イ <u>常勤の理学療法士又は作業療法士を1人以上配置していること</u></p> <p>ロ <u>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第2条第1項第5号に定める理学療法士又は作業療法士の員数を置いていること</u></p> <p>ハ <u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を常勤換算方法で入所者の数を50で除した数以上配置していること</u></p> <p>ニ <u>医師、看護職員、理学療法士、作業療法士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該個別リハビリテーション計画に基づき、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が理学療法、作業療法又は言語聴覚療法を適切に行う体制にあること</u></p> <p>注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都</p>

改正事項	改正前	改正後
	<p>道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、特に問題行動の著しい痴呆性老人に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき76単位を所定単位数に加算する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める施設基準→平成12年厚生省告示第26号</p> <p>注4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。</p> <p>注5 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1から注3までの規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があったときは、注1から注3の規定による届出があったものとみなす。</p> <p>注6 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、介護老人保健施設短期入所療養介護費は、算定しない。</p> <p>(2) 緊急時施設療養費</p> <p>利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。</p> <p>(一) 緊急時治療管理(1日につき)</p> <p style="text-align: right;">500単位</p> <p>注1 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。</p> <p>注2 緊急時治療管理が行われた場合に3日を限度として算定する。</p> <p>注3 同一の利用者について1月に1回を限度として算定する。</p>	<p>道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、特に問題行動の著しい痴呆性老人に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき76単位を所定単位数に加算する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める施設基準→平成12年厚生省告示第26号</p> <p>注4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。</p> <p>注5 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1から注3までの規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があったときは、注1から注3の規定による届出があったものとみなす。</p> <p>注6 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、介護老人保健施設短期入所療養介護費は、算定しない。</p> <p>(2) 緊急時施設療養費</p> <p>利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。</p> <p>(一) 緊急時治療管理(1日につき)</p> <p style="text-align: right;">500単位</p> <p>注1 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。</p> <p>注2 緊急時治療管理が行われた場合に3日を限度として算定する。</p> <p>注3 同一の利用者について1月に</p>

改正事項	改正前	改正後
	<p>(二) 特定治療</p> <p>老人医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、老人保健法（昭和57年法律第80号）第25条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る老人医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療→平成12年厚生省告示第23号</p>	<p>1回を限度として算定する。</p> <p>(二) 特定治療</p> <p>老人医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、老人保健法（昭和57年法律第80号）第25条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る老人医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療→平成12年厚生省告示第23号</p>

改正事項	改正前	改正後
<p>区分の削除</p> <p>所定単位数の見直し</p>	<p>□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費</p> <p>(1) 病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき) ※看護職員の配置 6 : 1 以上 (病棟での最小必要数の 2 割以上が看護師)</p> <p>(一) 病院療養病床短期入所療養介護費 (I)</p> <p>※介護職員の配置 3 : 1 以上</p> <p>a 要支援 1,331単位 b 要介護 1 1,359単位 c 要介護 2 1,405単位 d 要介護 3 1,451単位 e 要介護 4 1,497単位 f 要介護 5 1,543単位</p> <p>(二) 病院療養病床短期入所療養介護費 (II)</p> <p>※介護職員の配置 4 : 1 以上</p> <p>a 要支援 1,265単位 b 要介護 1 1,292単位 c 要介護 2 1,336単位 d 要介護 3 1,379単位 e 要介護 4 1,422単位 f 要介護 5 1,465単位</p> <p>(三) 病院療養病床短期入所療養介護費 (III)</p> <p>※介護職員の配置 5 : 1 以上</p> <p>a 要支援 1,219単位 b 要介護 1 1,245単位 c 要介護 2 1,286単位 d 要介護 3 1,328単位 e 要介護 4 1,369単位 f 要介護 5 1,411単位</p> <p>(四) 病院療養病床短期入所療養介護費 (IV)</p> <p>※介護職員の配置 6 : 1 以上</p> <p>a 要支援 1,188単位 b 要介護 1 1,214単位 c 要介護 2 1,254単位 d 要介護 3 1,294単位 e 要介護 4 1,334単位 f 要介護 5 1,375単位</p> <p>注1 療養病床 (医療法 (昭和23年法律第205号) 第 7 条第 2 項第 4 号)</p>	<p>□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費</p> <p>(1) 病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき) ※看護職員の配置 6 : 1 以上 (病棟での最小必要数の 2 割以上が看護師)</p> <p>(一) 病院療養病床短期入所療養介護費 (I)</p> <p>※介護職員の配置 4 : 1 以上</p> <p>a 要支援 950単位 b 要介護 1 984単位 c 要介護 2 1,094単位 d 要介護 3 1,332単位 e 要介護 4 1,433単位 f 要介護 5 1,524単位</p> <p>(二) 病院療養病床短期入所療養介護費 (II)</p> <p>※介護職員の配置 5 : 1 以上</p> <p>a 要支援 905単位 b 要介護 1 924単位 c 要介護 2 1,033単位 d 要介護 3 1,193単位 e 要介護 4 1,349単位 f 要介護 5 1,391単位</p> <p>(三) 病院療養病床短期入所療養介護費 (III)</p> <p>※介護職員の配置 6 : 1 以上</p> <p>a 要支援 874単位 b 要介護 1 894単位 c 要介護 2 1,005単位 d 要介護 3 1,156単位 e 要介護 4 1,313単位 f 要介護 5 1,354単位</p> <p>注1 療養病床 (医療法 (昭和23年法律第205号) 第 7 条第 2 項第 4 号)</p>

改正事項	改正前	改正後
	<p>に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟(療養病床に係るものに限る。)において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める施設基準→平成12年厚生省告示第26号</p> <p>◎厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準→平成12年厚生省告示第29号</p> <p>◎利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合→平成12年厚生省告示第27号</p> <p>注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>イ 病院療養病床療養環境減算(Ⅰ) 15単位</p> <p>ロ 病院療養病床療養環境減算(Ⅱ) 75単位</p> <p>ハ 病院療養病床療養環境減算(Ⅲ) 105単位</p>	<p>に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟(療養病床に係るものに限る。)において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める施設基準→平成12年厚生省告示第26号</p> <p>◎厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準→平成12年厚生省告示第29号</p> <p>◎利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合→平成12年厚生省告示第27号</p> <p>注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>イ 病院療養病床療養環境減算(Ⅰ) 15単位</p> <p>ロ 病院療養病床療養環境減算(Ⅱ) 75単位</p> <p>ハ 病院療養病床療養環境減算(Ⅲ) 105単位</p>

改正事項	改正前	改正後
<p>区分の削除</p> <p>区分の削除 にともなう 注の削除</p>	<p>◎厚生労働大臣が定める施設基準→平成12年厚生省告示第26号</p> <p>注3 医師の配置について、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算する。</p> <p>注4 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) 23単位 ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) 14単位 ハ <u>夜間勤務等看護(Ⅲ) 5単位</u> ニ <u>夜間勤務等看護(Ⅳ) 7単位</u></p> <p>◎厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準→平成12年厚生省告示第29号</p> <p>注5 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。</p> <p>注6 <u>病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)は、平成12年3月31日において6月以上老人医科診療報酬点数表第1章の療養1群入院医療管理料(Ⅳ)、療養2群入院医療管理料(Ⅰ)又は老人病棟入院医療管理料(Ⅰ)が算定されていた病棟について、平成15年3月31日までの間に限り、算定する。</u></p> <p>注7 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注4の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1及び注4の規定による届出があったものとみなす。</p>	<p>◎厚生労働大臣が定める施設基準→平成12年厚生省告示第26号</p> <p>注3 医師の配置について、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算する。</p> <p>注4 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) 23単位 ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) 14単位 ハ <u>夜間勤務等看護(Ⅲ) 7単位</u></p> <p>◎厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準→平成12年厚生省告示第29号</p> <p>注5 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。</p> <p>注6 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注4の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1及び注4の規定による届出があったものとみなす。</p>

改正事項	改正前	改正後
	<p>注8 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、病院療養病床短期入所療養介護費は、算定しない。</p> <p>(2) 特定診療費 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。</p> <p>◎特定診療費に係る指導管理等及び単位数 →平成12年厚生省告示第30号</p>	<p>注7 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、病院療養病床短期入所療養介護費は、算定しない。</p> <p>(2) 特定診療費 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。</p> <p>◎特定診療費に係る指導管理等及び単位数 →平成12年厚生省告示第30号</p>

改正事項	改正前	改正後
<p>所定単位数の見直し</p>	<p>八 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費</p> <p>(1) 診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)</p> <p>(一) 診療所療養病床短期入所療養介護費 (I)</p> <p>※看護職員の配置が6:1以上、介護職員の配置が6:1以上</p> <p>a 要支援 1,037単位</p> <p>b 要介護1 1,048単位</p> <p>c 要介護2 1,066単位</p> <p>d 要介護3 1,084単位</p> <p>e 要介護4 1,101単位</p> <p>f 要介護5 1,119単位</p> <p>(二) 診療所療養病床短期入所療養介護費 (II)</p> <p>※看護・介護職員の配置が3:1以上、うち少なくとも1人は看護職員</p> <p>a 要支援 939単位</p> <p>b 要介護1 948単位</p> <p>c 要介護2 964単位</p> <p>d 要介護3 980単位</p> <p>e 要介護4 996単位</p> <p>f 要介護5 1,011単位</p> <p>注1 療養病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室(療養病床に係るものに限る。)において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める施設基準→平成12年厚生省告示第26号</p> <p>◎利用者定数超過の場合→平成12年厚</p>	<p>八 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費</p> <p>(1) 診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)</p> <p>(一) 診療所療養病床短期入所療養介護費 (I)</p> <p>※看護職員の配置が6:1以上、介護職員の配置が6:1以上</p> <p>a 要支援 929単位</p> <p>b 要介護1 965単位</p> <p>c 要介護2 1,017単位</p> <p>d 要介護3 1,069単位</p> <p>e 要介護4 1,120単位</p> <p>f 要介護5 1,172単位</p> <p>(二) 診療所療養病床短期入所療養介護費 (II)</p> <p>※看護・介護職員の配置が3:1以上、うち少なくとも1人は看護職員</p> <p>a 要支援 842単位</p> <p>b 要介護1 875単位</p> <p>c 要介護2 921単位</p> <p>d 要介護3 967単位</p> <p>e 要介護4 1,013単位</p> <p>f 要介護5 1,059単位</p> <p>注1 療養病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室(療養病床に係るものに限る。)において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める施設基準→平成12年厚生省告示第26号</p> <p>◎利用者定数超過の場合→平成12年厚</p>

改正事項	改正前	改正後
	<p>生省告示第27号</p> <p>注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>イ 診療所療養病床療養環境減算 (I) 50単位</p> <p>ロ 診療所療養病床療養環境減算 (II) 90単位</p> <p>◎厚生労働大臣が定める施設基準→平成12年厚生省告示第26号</p> <p>注3 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。</p> <p>注4 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。</p> <p>注5 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、診療所療養病床短期入所療養介護費は、算定しない。</p> <p>(2) 特定診療費</p> <p>利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。</p> <p>◎特定診療費に係る指導管理等及び単位数→平成12年厚生省告示第30号</p>	<p>生省告示第27号</p> <p>注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>イ 診療所療養病床療養環境減算 (I) 50単位</p> <p>ロ 診療所療養病床療養環境減算 (II) 90単位</p> <p>◎厚生労働大臣が定める施設基準→平成12年厚生省告示第26号</p> <p>注3 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。</p> <p>注4 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。</p> <p>注5 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、診療所療養病床短期入所療養介護費は、算定しない。</p> <p>(2) 特定診療費</p> <p>利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。</p> <p>◎特定診療費に係る指導管理等及び単位数→平成12年厚生省告示第30号</p>